

令和7年(行ウ)第13号 業務委託料返還請求事件
原告 長岡裕子 被告 いわき市長 内田広之

準備書面(3)

令和8年3月3日

福島地方裁判所第一民事部合議ニ係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 大谷 好信



第1 本件業務委託契約の過程

1 本件業務委託契約の過程に違法はないことについて

- (1) 本件業務委託契約締結に違法性はない(被告準備書面(2)第3第1項(1))。
- (2) 本件業務委託契約締結については、いわき市建設業者選定委員会設置要綱(乙第13号証)を準用した、いわき市建設業者選定委員会都市建設部会により随意契約の相手方として株式会社ふらゆもりを選定し(乙第14号証)、選定結果を踏まえ、随意契約に関する事務執行のための指針(乙第15号証)に基づき、起工兼見積執行伺(乙第16号証)により意思決定を行ったうえで締結したことを補足する。

2 株式会社ふらゆもりの選定理由

- (1) 株式会社ふらゆもりは、本件業務委託の業務内容を達成できる唯一の事業者である(被告準備書面(2)第3第1項(1)イ)。
- (2) 補足

株式会社ふらゆもりは、市と「常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」を締結する「じょうばん街工房21」の役員有志が発起人となり設立されたまちづくり会社であり、限られた工期の中で、業務の内容を唯一達成できる事業者として判断を行ったものである。

仮に本件業務委託を株式会社ふらゆもり以外の事業者が行った場合は、「常磐地区市街地再生整備基本計画策定までの経過の理解」「地域との信頼関係の構築」などに時間を要すること、また、「地域との信頼関係構築」までの期間は市職員が同席・業務説明などを行うこととなるなど、業務委託を行うメリットが大幅に減少することが容易に想像できる。

なお、一貫性を保ちながら中長期的なまちづくり活動を展開するため、一過性の営利を目的とする一般企業ではなく、地域のまちづくりビジョンを共有するまちづく

り会社と行政が連携して事業に取り組むことは、近年、全国で活発に行われている。

3 株式会社ふらゆもりについて

「株式会社ふらゆもり」は、市と「常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」を締結する「じょうばん街工房 21」の役員有志が発起人となり設立されたまちづくり会社である。

「じょうばん街工房 21」は平成 6 年 3 月に設立されたまちづくり団体である。設立以降は常磐地区に根差したまちづくり活動を行っており、特に、平成 27 年の「常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」の権限を引き受けて以降、平成 29 年 7 月改定の「常磐湯本地区まちづくり計画（乙第 17 号証）」、令和 3 年 5 月策定の「常磐地区市街地再生整備基本方針（乙第 18 号証）」、令和 4 年 10 月策定の「常磐地区市街地再生整備基本計画（乙第 19 号証）」など、本件業務委託の前提となる計画づくりに、行政と協働で取り組んできた。

その取り組みは、記録が残るだけでも「常磐湯本地区まちづくり計画」では平成 27 年から平成 29 年にかけて 18 回、「常磐地区市街地再生整備基本方針」では令和 2 年に 3 回、「常磐地区市街地再生整備基本計画」では令和 3 年から令和 4 年にかけて 12 回の行政との会議を行うなど、本件業務委託の前提となる計画策定に係る経緯や地区の実情を把握し、地域との幅広い連携が図れるまちづくり団体である。

その他、「いわき湯本温泉観光協会」「いわき湯本温泉旅館協同組合」などの団体とも対話を行いながらこれらの計画づくりを進めてきているが、それらの団体の多くは「じょうばん街工房 21」の会員であることなどからも、計画策定に係る経緯や地区の実情を把握し、地域と幅広い連携が図れるまちづくり団体である。

また、「株式会社ふらゆもり」は、「じょうばん街工房 21」の会長をはじめ、役員有志が発起人となり設立され、「湯本駅前交流拠点と一体的な土地利用となる商業まちづくりの企画・運営」「まちづくりに関する調査・コンサルティング事業」等の事業により、「自分たちのまちを、自分たちで守り、自分たちで育てていくこと」を目標（乙第 20 号証）とするまちづくり会社であることから、「株式会社ふらゆもり」が、本件業務委託の業務内容を達成できる唯一の事業者として判断を行ったものである。

4 再委託について

(1) 原告の主張

原告は、株式会社ふらゆもりが本件業務委託契約の約 1 カ月後に県外の業者に約 602 万円で再委託し、また、再委託内容は「地権者勉強会のファシリテーター及び基本設計・パース設計」にも関わらず実質的な業務を行わせたのは明白あり、このことから株式会社ふらゆもりには業務遂行能力を全くもって欠き、再委託を前提とした

契約であったことを問題としている。

(2) 株式会社ふらゆもりと株式会社マイロックチョコレーツの業務内訳

本件業務委託は次のとおり、業務の一部を再委託したものであり、株式会社ふらゆもりが業務遂行能力を欠き、株式会社マイロックチョコレーツが実質的な業務を行ったものではない。

○本件業務委託業務内容

- ①既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施
- ②権利者意向の把握及び権利状況の整理
- ③交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討
- ④事業スキーム及び資金計画の検討
- ⑤スケジュールの検討

・株式会社ふらゆもりの業務

- ②権利者意向の把握及び権利状況の整理
- ④事業スキーム及び資金計画の検討
- ⑤スケジュールの検討

・株式会社マイロックチョコレーツへの再委託業務

- ①既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施
- ③交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討

上記のような内訳で業務の再委託を行ったが、株式会社ふらゆもりは①の事業者等との勉強会への参加はもとより、③についても基本方針、導入機能及びモデルプランの検討にも協議・管理業務などで関わっている。

株式会社マイロックチョコレーツは土地利用計画やフロア配置の検討、イメージパースの作成など、技術的な作業を担当したものであり、株式会社ふらゆもりが①・③の業務を丸投げしたものではない。

(3) 再委託の金額

本件業務委託は約 602 万円で再委託を行っているが、上記(2)の株式会社マイロックチョコレーツが受注した業務である「①既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施」と「③交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討」は、本件業務委託の設計金額と比較し、作業の内容としても妥当な金額である。

(4) 株式会社ふらゆもりの業務遂行能力について

株式会社ふらゆもりには、技術的な能力を有する役員が複数名いるが、業務を効率化し、専門性を高め、より良い成果物を完成させるために再委託を行ったものであり、業務遂行能力を欠くことから再委託を行ったものではない。

実際に、上記(2)の「②権利者意向の把握及び権利状況の整理」「④事業スキーム及び資金計画の検討」「⑤スケジュールの検討」を遂行し、市が求める成果を達成したことを確認している。

(5) 再委託の時期について

株式会社ふらゆもりは本件業務委託契約の約1カ月後に再委託を行っているが、請負契約は契約工期内に業務を完了させる必要があり、請負契約締結後早期に再委託契約を行うことに問題性も違法性もない。

例えば、本件を建設工事に置き換えた場合、入札を行う総合建設業者が直接工事の全てを行うことは稀である。入札前には測量、土工事、排水工事、法面工事、舗装工事などの下請け予定事業者と工期や下請け金額の調整を行い、入札、請負契約後、請負契約工期内での竣工に向け、早期に下請け契約を行うことが一般的である。

(6) 株式会社マイロックチョコレートについて

再委託先である株式会社マイロックチョコレートについては、県外の事業者であることなどを問題としていることから、株式会社マイロックチョコレートの概要や本市との関わり等について説明する。

株式会社マイロックチョコレートは、エンターテインメントの視点から、ブランディング、まちづくりや商業施設の設計デザイン、商品企画、プロモーション、イベント等を手がける事業者である。

本市では平成29年から「フラシティいわき」としてのシティブランディングを行い、現在本市はその成果を活用し、いわき市が多くの人々から「選ばれるまち」となるために、メインコンテンツとして選定した「フラ」をはじめ、数ある地域資源を効果的に利活用したシティセールスを展開している。

また、本市での関わりは行政のみならず、本市を代表する観光施設である「スパリゾートハワイアンズ」のイベントプロデュースや、いわき湯本温泉を代表するコンテンツである「フラ女将」のプロデュースなどを行ってきた実績を有し、本市の観光や常磐湯本地区のまちづくりについて精通している事業者である。

さらに、「じょうばん街工房21」とは平成26年以降、ワークショップなどによってまちづくりや地域の盛り上げ方などをともに考え、地域の目指すまちの姿をデザインするなどの取り組みを行ってきており、信頼関係が構築されている。

(7) 原告の主張の根拠について

原告の主張については、契約の約1カ月後に県外の業者に再委託したことがなぜ問題で、再委託内容は「地権者勉強会のファシリテーター及び基本設計・パース設計」にも関わらず実質的な業務を行わせたのは明白であるとの主張は何を根拠とし、株式会社ふらゆもりには業務遂行能力を全くもって欠いているとの主張についても何を根拠に行い、再委託を前提とした契約であった場合なぜ問題なのか、それぞれ法や証拠書類により示していただきたい。

第2 本件業務委託契約締結後の状況

1 業務履行について

本件業務委託については、次のとおり履行されたものである。

- ・令和5年9月21日 業務委託契約締結（乙第2号証）
- ・令和5年10月4日 業務計画書（乙第21号証）、
再委託承諾書（乙第8号証）提出
- ・令和5年10月4日 第1回業務打ち合わせ（乙第22号証）
- ・令和5年12月5日 第2回業務打ち合わせ（乙第23号証）
- ・令和5年12月22日 第3回業務打ち合わせ（乙第24号証）
- ・令和6年1月17日 第4回業務打ち合わせ（乙第25号証）
- ・令和6年3月29日 業務完了報告書（乙第26号証）、
成果品（乙第27号証）提出
- ・令和6年3月29日 検査員による完了検査に合格（乙第28号証）

実際の業務履行においては、上記業務打ち合わせの他、監督員と受注者間で協議調整は日常的に行われ、都度履行状況確認を行っていた。

また、業務完了時の成果品（報告書）についても、令和6年3月29日以前に受注者から事前提出があり、その内容については監督員が事前に確認を行っている。

2 成果品（報告書）の内容について

本件業務委託に係る報告書は、勉強会の実施記録や権利者意向の把握及び権利状況の整理内容、交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能、モデルプランの検討内容及び検討結果等の資料がとりまとめられており、本件業務委託の目的を達成するものである。

証拠資料の成果品（乙第27号証）については、個人名、個人の土地等の権利や財産に関する事、個人の再建意向、今後の設計等に関する検討状況、検討段階での図面やイメージパースなど、個人に関する情報や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、いわき市情報公開条例（乙第29号証）により、不開示としたものであることを補足する。

第3 原告の求積明への対応

- 1 本件業務委託契約において予定価格を定めた事実について
本件業務委託契約は予定価格を定めている（乙第30号証）。

- 2 本件業務委託の見積徴収件数について
株式会社ふらゆもりは、本件業務委託の業務内容を達成できる唯一の事業者であるとの判断（第1の2）、随意契約に関する事務執行のための指針（乙第15号証）に基づき、見積徴収件数は1件とした。

- 3 本件業務委託の成果品について
証拠資料の成果品（乙第27号証）のとおり。
ただし、個人名、個人の土地等の権利や財産に関する事、個人の再建意向、今後の設計等に関する検討状況、検討段階での図面やイメージパースなど、個人に関する情報や事業の適正な遂行に支障に及ぼすおそれがある情報については、いわき市情報公開条例（乙第29号証）により、不開示としたものであることを補足する。

- 4 本件業務委託の株式会社ふらゆもりと株式会社マイロックチョコレートズが実際に担当した業務について
第1の4（2）のとおり。

以 上